



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長 前田 東一
(コード番号6361 東証第1部)
問合せ先 ガバナンス推進統括部長 江口 修
(電話 03-3743-6111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 151 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。（以下「本単元株式数変更」といいます。）

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位（金額）は従前に比して 2 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の方法・割合 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	466,044,596 株
併合により減少する株式数	372,835,677 株
併合後の発行済株式総数	93,208,919 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	30,860 名 (100.00%)	466,044,596 株 (100.00%)
5 株未満	271 名 (0.88%)	389 株 (0.00%)
5 株以上	30,589 名 (99.12%)	466,044,207 株 (100.00%)

(注) 本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 271 名（その所有株式数の合計は 389 株）が株主たる地位を失うことになります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款第 9 条の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができるとともに、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その単元未満株式を買取を当社に対して請求することができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	1,000,000,000 株
併合後の発行可能株式総数	200,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の規定に基づき、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。 (単元株式数)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。 (単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
第8条～第39条 (条文省略)	第8条～第39条 (現行どおり)

4. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 定時株主総会決議日 | 平成 28 年 6 月 24 日 (予定) |
| ② 1,000 株単位での売買最終日 | 平成 28 年 9 月 27 日 (予定) |
| ③ 100 株単位での売買開始日 | 平成 28 年 9 月 28 日 (予定) |
| ④ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 株式併合の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑥ 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑦ 端数株式の処分代金のお支払い | 平成 28 年 12 月上旬 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日です。

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では平成 28 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進し、その期限を平成 30 年 10 月 1 日とすることを公表いたしました。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生日後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,053 株	1 個	210 株	2 個	0.6 株
例③	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例④	127 株	なし	25 株	なし	0.4 株
例⑤	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成 28 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し、買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。

A 7. 株式併合により株主様のご所有株式は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後のスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 24 日 (予定) 定時株主総会決議

平成 28 年 9 月 27 日 (予定) 現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 (予定) 当社株式の売買単位が 100 株に変更となる日

平成 28 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 28 年 12 月上旬 (予定) 端数株式の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 : 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上